



熊本県公報

第13403号
令和7年(2025年)
1月31日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○道路の区域変更	(道路保全課)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	2
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	(〃)	2
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	(〃)	3
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	(〃)	3
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	(〃)	3
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	(〃)	3
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	(〃)	4
○熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部改正	(会計課)	4
○複写サービス業務(契約区分第1号)の調達に係る一般競争入札の参加資格等	(県政情報文書課)	4
○複写サービス業務(契約区分第2号)の調達に係る一般競争入札の参加資格等	(〃)	5
○複写サービス業務(契約区分第3号)の調達に係る一般競争入札の参加資格等	(〃)	5
○複写サービス業務(契約区分第4号)の調達に係る一般競争入札の参加資格等	(〃)	6
○複写サービス業務(契約区分第5号)の調達に係る一般競争入札の参加資格等	(〃)	7
○複写サービス業務(契約区分第6号)の調達に係る一般競争入札の参加資格等	(〃)	7
○複写サービス業務(契約区分第7号)の調達に係る一般競争入札の参加資格等	(〃)	8
○複写サービス業務(契約区分第8号)の調達に係る一般競争入札の参加資格等	(〃)	8
○複写サービス業務(契約区分第9号)の調達に係る一般競争入札の参加資格等	(〃)	9
○複写サービス業務(高速複写機)の調達に係る一般競争入札の参加資格等	(〃)	10
○形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	10

公 告

○土地改良区が定める管理規程の認可	(農村計画課)	11
○住宅確保要配慮者居住支援法人の変更	(住宅課)	11
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	11
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	12
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課)	12
○複写サービス業務(契約区分第1号)の調達に係る一般競争入札の実施	(県政情報文書課)	23
○複写サービス業務(契約区分第2号)の調達に係る一般競争入札の実施	(〃)	26
○複写サービス業務(契約区分第3号)の調達に係る一般競争入札の実施	(〃)	30
○複写サービス業務(契約区分第4号)の調達に係る一般競争入札の実施	(〃)	34
○複写サービス業務(契約区分第5号)の調達に係る一般競争入札の実施	(〃)	37
○複写サービス業務(契約区分第6号)の調達に係る一般競争入札の実施	(〃)	41
○複写サービス業務(契約区分第7号)の調達に係る一般競争入札の実施	(〃)	45
○複写サービス業務(契約区分第8号)の調達に係る一般競争入札の実施	(〃)	48
○複写サービス業務(契約区分第9号)の調達に係る一般競争入札の実施	(〃)	52
○複写サービス業務(高速複写機)の調達に係る一般競争入札		

の 実 施	()	55
○人吉都市計画区域マスタープランの改定（原案）に係る公聴会 の開催	(都市計画課)	59
登 載 依 頼		
○令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表	(選挙管理委員会)	60
○令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙の選挙運動費用収支報告書の一部訂正に伴う要旨の公表	()	69
○令和6年度（2024年度）第2回熊本県立美術館協議会の開催	(熊本県立美術館協議会)	71
○熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	71
○熊本県道路交通規則第41条第3項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間	(警察本部運転免許課)	72

告 示

熊本県告示第57号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年（2025年）1月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	御船甲佐線	上益城郡御船町大字滝川字西原 1983番1地先から	前	14.9 ～ 35.9	352.4	旧道移管
		上益城郡御船町大字滝川字金堀 1818番1地先まで	後	14.9 ～ 30.1	352.4	

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）1月31日

熊本県告示第58号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社Sea Four	訪問看護ステーション湊	山鹿市鹿本町御宇田288-3	令和7年（2025年）2月1日	訪問看護

熊本県告示第59号
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人至誠会 八代市鏡町両出	特別養護老人ホーム 安寿の里 八代市鏡町両出	431100086	令和7年（2025年）1月21日	介護老人福祉施設

880番地の1	880番地の1			
---------	---------	--	--	--

熊本県告示第60号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
社会福祉法人 至誠会 八代市鏡町両出 880番地の1	特別養護老人ホーム 安寿の里 八代市鏡町両出 880番地の1	431100087	令和7年（2025年）1月2 1日	短期入所生 活介護

熊本県告示第61号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
社会福祉法人 至誠会 八代市鏡町両出 880番地の1	ユニット型特別 養護老人ホーム 安寿の里 八代市鏡町両出 880番地の1	431100214	令和7年（2025年）1月2 1日	介護老人福 祉施設

熊本県告示第62号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
社会福祉法人 至誠会 八代市鏡町両出 880番地の1	ユニット型特別 養護老人ホーム 安寿の里 八代市鏡町両出 880番地の1	431100215	令和7年（2025年）1月2 1日	短期入所生 活介護

熊本県告示第63号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
社会福祉法人至 誠会 八代市鏡町両出 880番地1	地域密着型特別 養護老人ホーム サテライト 安 寿の里	431100350	令和7年（2025年）1月2 1日	地域密着型 介護老人福 祉施設

	八代市鏡町内田 7 4 2 番 2			
--	----------------------	--	--	--

熊本県告示第64号
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録略痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
社会福祉法人至誠会 八代市鏡町両出 8 8 0 番地 1	地域密着型特別 養護老人ホーム サテライト 安 寿の里 八代市鏡町内田 7 4 2 番 2	4 3 1 1 0 0 3 5 1	令和7年（20 2 5 年）1 月 2 1 日	短期入所生 活介護

熊本県告示第65号
熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
令和7年1月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県指定金融機関事務取扱要領（昭和60年熊本県告示第271号の10）の一部を次のように改正する。
別記第11号様式中「印」を削る。
別記第12号様式中「印」を削る。
別記第13号様式中「印」を削る。
別記第15号様式中「印」を削る。
別記第16号様式中「印」を削る。
別記第17号様式中「印」を削る。
別記第18号様式中「印」を削る。
別記第20号様式中「印」を削る。
附 則
この要領は、令和7年2月1日から施行する。

熊本県告示第66号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
複写サービス業務（契約区分第1号）
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル（複写サービス）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1

- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年(2025年)2月12日(水)午後5時までとする。
ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年(2027年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年(2026年)9月1日から令和8年(2026年)10月31日(熊本県の休日定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第67号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)1月31日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
複写サービス業務(契約区分第2号)
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル(複写サービス)」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年(2025年)2月12日(水)午後5時までとする。
ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年(2027年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年(2026年)9月1日から令和8年(2026年)10月31日(熊本県の休日定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第68号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)1月31日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
複写サービス業務(契約区分第3号)
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成

18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル(複写サービス)」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和7年(2025年)2月12日(水)午後5時までとする。

ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年(2026年)9月1日から令和8年(2026年)10月31日(熊本県の休日)を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第69号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)1月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

複写サービス業務(契約区分第4号)

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル(複写サービス)」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和7年(2025年)2月12日(水)午後5時までとする。

ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年(2026年)9月1日から令和8年(2026年)10月

31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第70号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)1月31日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
複写サービス業務(契約区分第5号)
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル(複写サービス)」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年(2025年)2月12日(水)午後5時までとする。
ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年(2027年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年(2026年)9月1日から令和8年(2026年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第71号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)1月31日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
複写サービス業務(契約区分第6号)
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル(複写サービス)」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和7年(2025年)2月12日(水)午後5時までとする。

ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年(2026年)9月1日から令和8年(2026年)10月31日(熊本県の休日)を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第72号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)1月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

複写サービス業務(契約区分第7号)

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル(複写サービス)」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和7年(2025年)2月12日(水)午後5時までとする。

ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年(2026年)9月1日から令和8年(2026年)10月31日(熊本県の休日)を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第73号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)1月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- 複写サービス業務（契約区分第8号）
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル（複写サービス）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）2月12日（水）午後5時までとする。
ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年（2027年）3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年（2026年）9月1日から令和8年（2026年）10月31日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第74号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
複写サービス業務（契約区分第9号）
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル（複写サービス）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）2月12日（水）午後5時までとする。
ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年(2026年)9月1日から令和8年(2026年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第75号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)1月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

複写サービス業務(高速複写機)

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル(複写サービス)」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和7年(2025年)2月12日(水)午後5時までとする。

ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年(2026年)9月1日から令和8年(2026年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第76号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により公示する。

令和7年(2025年)1月31日

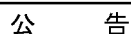
熊本県知事 木 村 敬

1 形質変更時要届出区域に指定する区域

熊本県宇土市北段原町字庄部230番2の一部(別図のとおり)

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物



鮎之瀬溝土地改良区が管理する頭首工の管理に関する規程

無
都
事
計
が
完
了
し
た
の
で
、
同
法
第
3
6
条
第
3
項
の
規
定
に
よ
り
次
の
と
お
り
公
告
す
る。
第
2
9
条
第
1
項
の
許
可
に
係
る
開
発
行
為
に
関
す
る

令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字地藏本1330番12、同1330番28及び同1330番87
977.46平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市南区上ノ郷二丁目13番8号
株式会社リタ不動産

熊本県公告第56号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字辻原3842番3、同3843番4、同3846番1、同3846番3、
同3846番4、同3847番2及び同3953番5並びに水路の一部
2,464.34平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津三丁目15番2号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第57号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
泉 多美彦	宇城市	泉 多美彦	宇城市	宇城市三角町里浦字大桜1692-2ほか5筆
白本 隆治	宇城市	白本 哲也	宇城市	宇城市三角町里浦字大桜1691
高濱 和貴	宇城市	高濱 和貴	宇城市	宇城市三角町里浦字山ノ神1098-1ほか1筆
高濱 亮介	宇城市	高濱 亮哉	宇城市	宇城市三角町里浦字山ノ神1052-1ほか5筆
高濱 あけみ （亡）高濱 寛	宇城市	高濱 亮哉	宇城市	宇城市三角町里浦字下古場861-1ほか21筆
高濱 亮介 （亡）高濱 亮立	宇城市	高濱 亮哉	宇城市	宇城市三角町里浦字上古場963-1ほか7筆
堤 理有木	宇城市	堤 理有木	宇城市	宇城市三角町里浦字狐石662ほか27筆
西山 和也	宇城市	西山 和也	宇城市	宇城市三角町里浦字鳥越448-2ほか13筆
西山 誠一	宇城市	西山 誠一	宇城市	宇城市三角町里浦字島ノ本1922ほか4筆
西山 直達	宇城市	西山 直達	宇城市	宇城市三角町里浦字島ノ本1927
西田 宏穂	宇城市	西田 宏穂	宇城市	宇城市三角町里浦字三郎田559ほか1筆
西田 耕吉	宇城市	西田 宏穂	宇城市	宇城市三角町里浦字大平57

				2ほか3筆
元田 貴士	宇城市	西山 文隆	宇城市	宇城市三角町里浦字上古場1 014
西山 文隆	宇城市	西山 文隆	宇城市	宇城市三角町里浦字鳥越48 7-1ほか1筆
西山 利武	宇城市	西山 文隆	宇城市	宇城市三角町里浦字鳥越46 5ほか11筆
西山 良一	宇城市	西山 良一	宇城市	宇城市三角町里浦字鳥越45 6ほか12筆
宮本 雄太	宇城市	宮本 雄太	宇城市	宇城市三角町里浦字市ノ川1 845
西浦 正浩	宇城市	西浦 正浩	宇城市	宇城市三角町里浦字鳥越47 5ほか23筆
西浦 哲也	宇城市	西浦 正浩	宇城市	宇城市三角町里浦字鳥越44 9ほか14筆
西岡 リツ (亡) 西岡 三男 ほか1 名	宇城市	西浦 正浩	宇城市	宇城市三角町里浦字鳥越45 0-2ほか3筆
西岡 リツ (亡) 西岡 三男	宇城市	西浦 正浩	宇城市	宇城市三角町里浦字村下12 5
堤 恵美子 (亡) 脇坂 勇	宇城市	清水 広大	宇城市	宇城市三角町里浦字梨木迫7 07
河野 一吉	千葉県 九十九 里町	高岡 成道	宇土市	宇城市三角町里浦字梨木迫7 35-1ほか4筆
高岡 成道	宇土市	高岡 成道	宇土市	宇城市三角町里浦字市ノ川1 874
高岡 廣美	宇城市	高岡 成道	宇土市	宇城市三角町里浦字梨木迫7 06ほか20筆
清水 浩幸	宇城市	清水 浩幸	宇城市	宇城市三角町里浦字上古場9 69ほか4筆
清水 浩幸 (亡) 清水 忠	宇城市	清水 浩幸	宇城市	宇城市三角町里浦字上古場9 70-1ほか12筆
西山 和雄 (亡) 西山 熊雄	宇城市	清水 浩幸	宇城市	宇城市三角町里浦字山下14 81-3
西山 和雄	宇城市	清水 浩幸	宇城市	宇城市三角町里浦字山下14 78-1
堤 農夫也	宇城市	清水 浩幸	宇城市	宇城市三角町里浦字山下14 81-1ほか1筆
木下 房子	宇城市	清水 浩幸	宇城市	宇城市三角町里浦字市ノ川1 704-1ほか1筆
堤 農夫也	宇城市	堤 泰士	宇城市	宇城市三角町里浦字梨木迫7 79-1ほか41筆
河野 浩	宇城市	高濱 勝吉	宇城市	宇城市三角町里浦字梨木迫7 18
高濱 佐至	宇城市	高濱 勝吉	宇城市	宇城市三角町里浦字梨木迫7 06-1ほか19筆

高濱 勝吉	宇城市	高濱 勝吉	宇城市	宇城市三角町里浦字市ノ川 1 8 9 6
高濱 武夫	宇城市	高濱 勝吉	宇城市	宇城市三角町里浦字梨木迫 7 2 7
河野 浩	宇城市	河野 浩	宇城市	宇城市三角町里浦字市ノ川 1 7 5 0 ほか 2 筆
河野 計 (亡) 河野 邦敏	宇城市	河野 計	宇城市	宇城市三角町里浦字梨木迫 7 7 0 ほか 4 筆
河野 計 (亡) 河野 貞吉	宇城市	河野 計	宇城市	宇城市三角町里浦字梨木迫 7 7 3 ほか 2 筆
清水 浩幸	宇城市	河野 計	宇城市	宇城市三角町里浦字上古場 9 8 4
清水 浩幸 (亡) 清水 忠	宇城市	河野 計	宇城市	宇城市三角町里浦字上古場 9 7 5
堤 孝一	宇城市	河野 計	宇城市	宇城市三角町里浦字上古場 9 7 3 - 1 ほか 2 筆
畠山 謹吾	熊本市	河野 計	宇城市	宇城市三角町里浦字梨木迫 7 8 0 - 2
高濱 智浩	宇城市	河野 計	宇城市	宇城市三角町里浦字大迫 9 0 4
高濱 祐一	宇城市	河野 計	宇城市	宇城市三角町里浦字上古場 9 7 6 - 1
堤 孝一	宇城市	堤 裕介	熊本市	宇城市三角町里浦字大桜 1 6 0 6 - 1
高濱 智浩	宇城市	高濱 智浩	宇城市	宇城市三角町里浦字梨木迫 7 2 9 ほか 6 筆
河野 一吉	千葉県 九十九 里町	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字大桜 1 6 7 6 - 1 ほか 5 筆
河野 正明	宇城市	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字市ノ川 1 7 3 5 - 2 ほか 2 筆
森下 サチ子	宇城市	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字島ノ本 1 9 3 9 - 2
西山 勝	宇城市	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字島ノ本 1 9 1 6 - 1 ほか 1 筆
西山 美智子	宇城市	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字島ノ本 1 9 4 7 - 2 ほか 2 筆
西山 和雄	宇城市	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字市ノ川 1 7 6 5 - 2
谷口 武志	宇城市	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字島ノ本 1 9 1 9 ほか 2 筆
谷口 和七	宇城市	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字島ノ本 1 9 4 6 - 1
中西 理王	宇城市	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字島ノ本 1 9 0 2
堤 恵美子	宇城市	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字市ノ川 1 7 5 6 - 2 ほか 5 筆
木下 房子	宇城市	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字市ノ川 1 7 4 7 - 1 ほか 1 筆

高濱 ヒサエ	宇城市	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字市ノ川 1 7 4 0 - 1
高濱 希好	宇城市	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字梨木迫 7 6 5 ほか 1 1 筆
高濱 義孝	宇城市	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字梨木迫 7 1 2 - 1 ほか 7 筆
高濱 秋利	宇城市	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字市ノ川 1 7 3 5 - 3 ほか 2 筆
高濱 武夫	宇城市	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字大桜 1 6 8 8 - 1
高濱 良弘	宇城市	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字市ノ川 1 7 6 4 - 2
高濱 玲子	宇城市	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字市ノ川 1 7 4 8 ほか 2 筆
株式会社高濱 フルーツ	宇城市	株式会社高濱 フルーツ	宇城市	宇城市三角町里浦字市ノ川 1 7 3 5 - 1 ほか 1 筆
高濱 祐一	宇城市	株式会社高濱 フルーツ	宇城市	宇城市三角町里浦字上古場 9 7 6 - 2 ほか 2 0 筆
緒方 ノリ子	宇城市	緒方 浩治	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 9 4 9 ほか 3 筆
中熊 次秋	宇城市	中熊 照明	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字曲島 5 4 4 ほか 2 筆
中熊 照明	宇城市	中熊 照明	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 9 9 6 ほか 1 筆
入江 寛	宇城市	入江 豊	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字切所口 1 4 1 3
吉村 農林男	宇城市	吉村 農林男	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓原 1 1 3 2 ほか 1 筆
川田 勝也	宇城市	白石 智義	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字下リ 1 2 9 6
中熊 修一	宇城市	白石 智義	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 9 7 6 ほか 1 筆
白石 敏子	宇城市	白石 智義	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字切所口 1 4 0 1 - 1 ほか 1 筆
松田 俊昭	宇城市	松田 俊昭	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字曲島 5 5 5 ほか 1 筆
桑崎 弘光	宇城市	平岡 浩	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓原 1 1 4 7 - 1 ほか 1 筆
福島 みとし	宇城市	平岡 浩	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓原 1 1 4 1 ほか 1 筆
福島 眞澄	宇城市	平岡 浩	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓原 1 1 4 3 - 1
平岡 浩	宇城市	平岡 浩	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓原 1 1 4 0 ほか 1 筆
嶋崎 正信	宇城市	林田 茂信	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓原 1 1 4 5 - 1 ほか 4 筆
林田 茂信	宇城市	林田 茂信	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字曲島 5 3 8 - 1 ほか 8 筆
岩村 ヤスエ	宇城市	岩村 義則	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字下リ 1 2 8 1
岩村 義則	宇城市	岩村 義則	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓ノ本 1 2 4 4 ほか 5 筆

切通 純子	宇城市	岩村 義則	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字下リ 1 3 6 9 - 1
岩村 康弘	宇城市	岩村 康弘	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓ノ本 1 1 6 9 - 1 ほか 2 筆
岩村 誠一	宇城市	岩村 康弘	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓ノ本 1 1 6 4 - 1
緒方 節枝 (亡) 緒方 敬嗣	宇城市	岩村 康弘	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字下リ 1 2 8 8 ほか 2 筆
緒方 正季	宇城市	岩村 康弘	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓ノ本 1 2 5 3 - 2 ほか 3 筆
藤田 賢	宇城市	岩本 浩明	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字下リ 1 2 9 9
岩本 孝	宇城市	岩本 浩明	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓原 1 1 0 1 ほか 2 5 筆
岩本 浩明	宇城市	岩本 浩明	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字下リ 1 3 0 0 - 1
河野 テル子	宇城市	岩本 浩明	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字下リ 1 3 0 5 - 1
小田 尚俊	宇城市	大平 光寛	宇土市	宇城市松橋町南豊崎字碓原 1 1 0 4 ほか 7 筆
松田 芳征	宇城市	松田 ミツ子	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 9 5 2 ほか 4 筆
中熊 絹江	宇城市	中熊 絹江	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓原 1 1 5 1 ほか 7 筆
藤本 純一	宇城市	川田 健一	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓原 1 1 1 4 ほか 4 筆
下田 淳喜	宇城市	川田 健一	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 9 7 3
林田 茂信	宇城市	川田 健一	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 9 7 5
林田 國弘	宇城市	川田 健一	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 9 6 9 ほか 1 筆
上田 雅毅	宇城市	川田 健一	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 9 8 9 ほか 1 筆
川上 スミ子	宇城市	福田 光喜	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓ノ本 1 2 0 6 - 1 ほか 3 筆
渡辺 重昭	宇城市	福田 光喜	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 9 3 2 ほか 1 筆
宮崎 麗子 外 5 名	宇城市	藤本 正彦	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 1 0 1 2 ほか 3 筆
小田 元行	宇城市	藤本 正彦	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓原 1 1 1 8 ほか 2 筆
中熊 一恵	宇城市	藤本 正彦	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 9 5 9 - 1
嶋崎 嘉昌	宇城市	藤本 正彦	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓原 1 1 5 6 ほか 1 筆
藤田 悦子	宇城市	藤本 正彦	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓ノ本 1 2 3 2 ほか 2 筆
藤本 正彦	宇城市	藤本 正彦	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓ノ本 1 2 2 0 - 1 ほか 1 筆
福島 みとし	宇城市	藤本 正彦	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫

				1020
平岡 浩	宇城市	藤本 正彦	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 960ほか1筆
緒方 恵介	宇城市	上田 真碁	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字下リ1 323
上田 真碁	宇城市	上田 真碁	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字切所口 1423ほか2筆
上田 隆志	宇城市	上田 真碁	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓ノ本 1225-1ほか1筆
緒方 健次	宇城市	緒方 浩治	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 79-3ほか18筆 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 6-2ほか2筆〕
緒方 ノリ子	宇城市	緒方 浩治	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 87-7ほか1筆 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 11-3〕
池松 隆憲	宇城市	緒方 浩治	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 89-4 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 11-4〕
緒方 浩治	宇城市	緒方 浩治	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 98-1ほか4筆 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 10-1ほか1筆〕
福田 博之	八代市	高沢 高史	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字南28 8-2ほか15筆 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字南16 -2ほか1筆〕
高沢 高史	宇城市	高沢 高史	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字南33 2-1ほか12筆 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字南17 -1ほか1筆〕
小田 栄一	宇城市	小田 栄一	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字古川2 25-1ほか7筆 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字古川9 -4ほか2筆〕
藤田 悦子	宇城市	藤田 靖司	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 100-1ほか2筆 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 2-1ほか1筆〕
福島 俊一郎	宇城市	藤田 靖司	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 77ほか9筆

				〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 5-1ほか1筆〕
入江 寛	宇城市	藤田 靖司	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 116-2ほか2筆 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 8-1〕
中熊 照明	宇城市	中熊 照明	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 96-1ほか3筆 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 3-4〕
川上 スミ子	宇城市	入江 豊	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字古川1 92-2 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 2-3〕
川上 正行	宇城市	入江 豊	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 〔190-1ほか1筆 一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 2-4〕
眞田 艶子	氷川町	入江 豊	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 180-1 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 3-5〕
柴田 恵美子	宇城市	入江 豊	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 128ほか6筆 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 7-1〕
牧田 共榮	埼玉県 鶴ヶ島 市	入江 豊	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 118 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 13-3〕
入江 寛	宇城市	入江 豊	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 116-1ほか2筆 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 13-4〕
吉村 農林男	宇城市	吉村 農林男	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 139ほか1筆 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 5-2ほか1筆〕
平岡 初男	宇城市	平岡 初男	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字古川2 18-1ほか9筆

				〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字古川1 5-1ほか1筆〕
田村 孝行	宇城市	白石 智義	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 167-1ほか3筆 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 3-8〕
白石 敏子	宇城市	白石 智義	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 95-1 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 3-10〕
中島 明	宇城市	白石 智義	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 170-2 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 3-11〕
小田 元行	宇城市	藤本 正彦	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字古川1 98-1ほか6筆 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字古川4 -4〕
藤本 忠晴	宇城市	松田 俊昭	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 93-1ほか2筆 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 2-2ほか1筆〕
松田 俊昭	宇城市	松田 俊昭	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 125ほか1筆 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 7-2ほか1筆〕
川内 昭治	宇城市	川内 昭治	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 181-1ほか1筆 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 3-7〕
林田 茂信	宇城市	林田 茂信	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 122ほか3筆 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 7-3ほか2筆〕
河野 昌寛	宇城市	河野 公明	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 92-1ほか1筆 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 8-3ほか1筆〕
福島 眞澄	宇城市	平岡 浩	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 105

				〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 3-2〕
平岡 浩	宇城市	平岡 浩	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 104 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字二本道 3-3〕
高嶋 康德	宇城市	岩村 康弘	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字南ノ下 427-1
岩村 義則	宇城市	岩村 義則	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓ノ江 622
中川 ゆかり	宇城市	岩村 義則	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字曲島5 65
古木 春美	宇城市	川田 健一	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓原1 098ほか2筆
入江 寛	宇城市	入江 豊	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字松ノ下 23-2ほか4筆
緒方 健次	宇城市	緒方 浩治	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道 82-1ほか6筆
小田 栄一	宇城市	小田 栄一	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字松ノ下 60-2ほか4筆
橋本 ナツコ	宇城市	白石 智義	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字曲島4 75ほか1筆
中熊 修一	宇城市	白石 智義	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓原1 081
田村 孝行	宇城市	白石 智義	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓ノ江 627-1ほか2筆
中熊 絹江	宇城市	中熊 絹江	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓原1 062-1ほか3筆
中熊 照明	宇城市	中熊 照明	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 984-1ほか2筆
平岡 初男	宇城市	平岡 初男	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字古川2 65ほか3筆
岩崎 順子	宇城市	藤田 靖司	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字宮ノ前 800ほか1筆
岩崎 忠孝	宇城市	藤田 靖司	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字宮ノ前 803-1ほか1筆
岩崎 順子	宇城市	藤田 靖司	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字宮ノ前 885-1ほか1筆
今井 勇助	宇城市	藤田 靖司	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字宮ノ前 872
沢田 孝公	熊本市	藤田 靖司	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓原1 041ほか1筆
藤田 悦子	宇城市	藤田 靖司	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字松ノ下 56ほか10筆
藤田 厚	宇城市	藤田 靖司	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字松ノ下 52-1ほか15筆
中熊 一恵	宇城市	藤本 正彦	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓原1 083-1
藤本 正彦	宇城市	藤本 正彦	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字宮ノ前 780-3ほか4筆

福島 みとし	宇城市	藤本 正彦	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 1016ほか1筆
福本 高司	宇城市	藤本 正彦	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 1003-1ほか2筆
河野 義臣	宇城市	松田 俊昭	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字宮ノ前 874-2ほか1筆
松田 俊昭	宇城市	松田 俊昭	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字鎗ノ柄 702-2ほか2筆
松田 芳征	宇城市	松田 ミツ子	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓原1 052-2ほか1筆
吉村 農林男	宇城市	吉村 農林男	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字鎗ノ柄 717-1ほか1筆
河野 昌寛	宇城市	河野 公明	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字鎗ノ柄 696-1ほか4筆
岩崎 順子	宇城市	河野 公明	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字宮ノ前 808ほか7筆
岩崎 忠孝	宇城市	河野 公明	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字宮ノ前 807
岩崎 セイ子	宇城市	岩崎 誠志	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字碓原1 112ほか2筆
岩崎 誠志	宇城市	岩崎 誠志	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字曲島5 30-1ほか5筆
岩崎 誠志	宇城市	川田 健一	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 974ほか2筆
岩崎 セイ子	宇城市	岩崎 勝美	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 951
岩崎 勝美 (亡) 岩崎 又雄	宇城市	岩崎 勝美	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 947
鶴山 爾	宇城市	岩崎 勝美	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字下リ1 341-1ほか2筆
浦上 百合子	宇城市	福田 光喜	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字小屋迫 956-1
平岡 昭一	八代市	高沢 高史	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字南29 7 〔一時利用地 宇城市松橋町南豊崎字南16 -4〕
西山 徹	熊本市	西浦 正浩	宇城市	宇城市三角町里浦字島ノ本1 915
河井 ツタエ	熊本市	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字市ノ川1 743
西山 徹	熊本市	高濱 義孝	宇城市	宇城市三角町里浦字市ノ川1 898-1ほか1筆
河井 ツタエ	熊本市	清水 広大	宇城市	宇城市三角町里浦字大桜16 03-2
平岡 昭一	八代市	高沢 高史	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字南30 1-1
岩崎 勝美 (亡) 岩崎 又雄	宇城市	岩崎 勝美	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字南ノ下 355-1ほか6筆
河野 美知子	宇城市	株式会社坂下	宇城市	宇城市不知火町永尾字三田々

(亡) 河野 英雄		園		9 5 3 - 1 ほか 2 筆
荒木 瑞治 外 1 名	阿蘇市	農事組合法人 あそ小倉	阿蘇市	阿蘇市小倉字榎鶴 5 2 1 - 1 ほか 1 筆
園田 達也	阿蘇市	中野 経剛	阿蘇市	阿蘇市今町字杉馬場 9 7 - 1 ほか 5 筆
日田 康治	阿蘇市	日田 政次	阿蘇市	阿蘇市永草字下尾崎 1 0 4 5 - 1 ほか 3 筆
日田 康治	阿蘇市	高藤 俊輔	阿蘇市	阿蘇市の石字飛渡 1 2 1 7
甲斐 輝孝	熊本市	小野 孝行	阿蘇市	阿蘇市役犬原字中野 1 7 8 2 ほか 1 筆
藤田 浩司	阿蘇市	福島 優也	熊本市	阿蘇市役犬原字東中原 1 5 2 3
家入 勝吉	阿蘇市	株式会社中島 牧場	阿蘇市	阿蘇市役犬原字宗味本 2 2 6 3 ほか 8 筆
横川 博輝	阿蘇市	梅井 浩二	阿蘇市	阿蘇市赤水字高木 1 4 9 - 1 ほか 1 筆
濱野 一	阿蘇市	株式会社 A S O A G R O S S T Y L E	阿蘇市	阿蘇市黒川字中火床 5 5 6 ほ か 6 筆
勝木 真二	阿蘇市	岩下 誠子	阿蘇市	阿蘇市三久保字前濱川 9 2 3
中島 幹男	阿蘇市	末藤 吉一	阿蘇市	阿蘇市黒川字下鬼島 8 4 6 ほ か 1 筆
鷺津 敏	阿蘇市	農事組合法人 阿蘇くろかわ	阿蘇市	阿蘇市黒川字芋漕川 1 7 6 8 - 2 ほか 3 筆
河崎 さおり	阿蘇市	有限会社やま うち農産	阿蘇市	阿蘇市西町字北中ノ原 9 4 5 - 1
古閑 貞雄	阿蘇市	阿蘇品 豊	阿蘇市	阿蘇市一の宮町三野字畑ケ田 5 2 - 2 ほか 1 筆
宮川 康英	阿蘇市	阿蘇薬草園株 式会社	阿蘇市	阿蘇市一の宮町宮地字笠園 3 3 1 7 ほか 2 筆
下田 廣行	山都町	中野 祥太	山都町	上益城郡山都町南田字西間原 2 8 4 - 1 ほか 2 筆
後藤 実穂	山都町	工藤 今朝春	山都町	上益城郡山都町長谷字赤迫 1 4 9 9
中村 章治	山都町	小山 雅照	山都町	上益城郡山都町塩出迫字中迫 8 4 9 ほか 4 筆
中村 栄一	山都町	中村 秀治	山都町	上益城郡山都町塩出迫字牛ケ 山 4 3 - 1 ほか 3 筆
大久保 松男	山都町	工藤 真護	山都町	上益城郡山都町塩出迫字瀬ノ 口 1 0 3 - 1 ほか 9 筆
井手 英博	山都町	柴田 寛	山都町	上益城郡山都町下名連石字下 菖蒲口 2 2 2 4
松永 ハジメ	山都町	松永 誠也	山都町	上益城郡山都町畑字三反田 6 0 8 - 1 ほか 1 筆
松永 直也 (亡) 松永 義信	山都町	松永 誠也	山都町	上益城郡山都町入佐字綿打 1 0 7 2 ほか 6 筆
東 ヤチヨ (亡) 東 未 人	山都町	伊藤 保次	山都町	上益城郡山都町目丸字迫口 2 1 7 7 ほか 1 筆
田上 祐元	山都町	榎本 航	山都町	上益城郡山都町御所字元前原

				2 5 5 1 - 2 2
中村 章治	山都町	中村 秀治	山都町	上益城郡山都町塩出迫字梅木谷 9 4 7 ほか 1 筆
中村 栄一	山都町	中村 秀治	山都町	上益城郡山都町塩出迫字梅木谷 9 4 5

借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人高月	山都町	上益城郡山都町大平字塚野 1 2 3 0 - 1 ほか 1 5 筆
農事組合法人高月	山都町	上益城郡山都町高月字枿ノ木 1 4 9 ほか 1 筆
農事組合法人上生城	合志市	合志市上生字上ノ原 5 5 3 ほか 4 筆
高田 浩幸	美里町	下益城郡美里町永富字中表田 5 3 1 - 1
高田 浩幸	美里町	下益城郡美里町永富字中表田 5 3 0 - 1
宮本 真次	宇土市	宇土市笹原町字松ノ本 6 ほか 2 筆
岩本 賢治	宇土市	宇土市笹原町字上新開 5 2 - 1 ほか 1 筆

2 認可年月日
令和7年（2025年）1月24日

熊本県公告第58号
一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 業務の名称
複写サービス業務（契約区分第1号）
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容
複写サービス業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 委託期間
令和7年（2025年）4月1日（火）から令和8年（2026年）3月31日（火）まで
ただし、契約期間満了の日までに、契約当事者のいずれからも契約の更新拒絶の意思表示がない場合には、さらに1年間、契約を更新できるものとし、この更新は、3回限りとする。
- (6) 設置場所
熊本県庁（知事公室・総務部・企画振興部・出納局）のうち複写サービス業務（白黒）を必要とする場所（仕様書のとおり）
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、複写サービス業務1枚当たりの単価に1年間の使用見込み枚数を乗じた額の総価（以下「合計金額」という。）とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額に

より入札すること。

なお、本案件は、単価契約であるので、入札書に添付した内訳書の1枚当たりの単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約単価とする。

- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

- (10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル（複写サービス）」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和7年（2025年）2月12日（水）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 仕様書の内容を満たす業務を実施することが可能であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 複写機仕様確認書

ウ 複写サービス業務に係る保守体制等

エ 機器のカタログ等（上記イの内容を証明する資料）

- (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、

- (1) アに掲げる書類に添付する(1)イからエまでに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエまでに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、

- (1) イからエまでに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、

- (1) アからエまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間

公告の日から令和7年（2025年）2月21日（金）午後5時まで

- (4) 提出先

1(3)の入札担当部局

- (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)2月21日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)3月14日(金)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)3月13日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和7年(2025年)3月14日(金)午前10時
(イ) 場所 1 (3) の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)3月13日(木)(必着)までに1 (3) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。
- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1 (3) の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1 (3) の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、

電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、複写サービス業務の1枚当たりの契約金額に1年間の使用見込み枚数を乗じて得た額の総価の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1 (2) の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班

電話番号 096-333-2061

ファックス番号 096-384-6552

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Copying and printing servicices (contract category 1)

(2) Date and Place for tender

Date: March 14th, 2025 10:00am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Prefectural Information and Archives Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2061

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
複写サービス業務（契約区分第2号）
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容
複写サービス業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 委託期間
令和7年（2025年）4月1日（火）から令和8年（2026年）3月31日（火）まで
ただし、契約期間満了の日までに、契約当事者のいずれからも契約の更新拒絶の意思表示がない場合には、さらに1年間、契約を更新できるものとし、この更新は、3回限りとする。
- (6) 設置場所
熊本県庁（健康福祉部、環境生活部、商工労働部、観光文化部）のうち複写サービス業務（白黒）を必要とする場所（仕様書のとおり）
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、複写サービス業務1枚当たりの単価に1年間の使用見込み枚数を乗じた額の総価（以下「合計金額」という。）とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
なお、本案件は、単価契約であるので、入札書に添付した内訳書の1枚当たりの単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約単価とする。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル（複写サービス）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）2月12日（水）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 仕様書の内容を満たす業務を実施することが可能であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 複写機仕様確認書
ウ 複写サービス業務に係る保守体制等
エ 機器のカタログ等（上記イの内容を証明する資料）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イからエまでに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエまでに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエまでに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年（2025年）2月21日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
1(3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）2月21日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）3月14日（金）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年（2025年）3月13日（木）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和7年（2025年）3月14日（金）午前10時
(イ) 場所 1(3)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年（2025年）3月13日（木）（必着）までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等

- 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、複写サービス業務の1枚当たりの契約金額に1年間の使用見込み枚数を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受

- ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班
電話番号 096-333-2061
ファックス番号 096-384-6552
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment
Copying and printing servicices (contract category 2)
- (2) Date and Place for tender
Date: March 14th, 2025 10:00am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Prefectural Information and Archives Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2061
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第60号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 業務の名称
複写サービス業務（契約区分第3号）
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容
複写サービス業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 委託期間
令和7年（2025年）4月1日（火）から令和8年（2026年）3月31日（火）まで
ただし、契約期間満了の日までに、契約当事者のいずれからも契約の更新拒絶の意思表示がない場合には、さらに1年間、契約を更新できるものとし、この更新は、3回限りとする。
- (6) 設置場所
熊本県庁（農林水産部、土木部、議会事務局、各種委員会事務局、企業局本庁）のうち複写サービス業務（白黒）を必要とする場所（仕様書のとおり）
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）

- この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札が、できる。入札システムを使用し、電子入札システムを利用者登録を既に行っている者については、公告後、次期入札期間内に熊本県電子入札システム、紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受け、紙入札による入札はできない。入札参加者側のシステム障害により、電子入札の続行が不可能と認められる者、登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者、名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、複写サービス業務1枚当たりの単価に1年間の使用見込み枚数を乗じた額の総額（以下「合計金額」という。）とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
なお、本案件は、単価契約であるので、入札書に添付した内訳書の1枚当たりの単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約単価とする。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル（複写サービス）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）2月12日（水）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 仕様書の内容を満たす業務を実施することが可能であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 複写機仕様確認書
ウ 複写サービス業務に係る保守体制等
エ 機器のカタログ等（上記イの内容を証明する資料）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イからエまでに掲げる書類の電子データの容量が

- 3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエまでに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエまでに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年(2025年)2月21日(金)午後5時まで
- (4) 提出先
1 (3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)2月21日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)3月14日(金)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)3月13日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和7年(2025年)3月14日(金)午前10時
(イ) 場所 1(3)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)3月13日(木)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれ

かに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、複写サービス業務の1枚当たりの契約金額に1年間の使用見込み枚数を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達法は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班

電話番号 096-333-2061

ファックス番号 096-384-6552

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Copying and printing servicices (contract category 3)

(2) Date and Place for tender

Date: March 14th, 2025 10:00am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Prefectural Information and Archives Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2061
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第61号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
複写サービス業務（契約区分第4号）
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容
複写サービス業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 委託期間
令和7年（2025年）4月1日（火）から令和8年（2026年）3月31日（火）まで
ただし、契約期間満了の日までに、契約当事者のいずれからも契約の更新拒絶の意思表示がない場合には、さらに1年間、契約を更新できるものとし、この更新は、3回限りとする。
- (6) 設置場所
熊本県庁の出先機関（熊本市（本庁を除く）、宇城、及び上益城の各地域振興局管内）のうち複写サービス業務（白黒）を必要とする場所（仕様書のとおり）
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、複写サービス業務1枚当たりの単価に1年間の使用見込み枚数を乗じた額の総価（以下「合計金額」という。）とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
なお、本案件は、単価契約であるので、入札書に添付した内訳書の1枚当たりの単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約単価とする。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル（複写サービス）」に登録されている者であること。
- なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
- 公告の日から令和7年（2025年）2月12日（水）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 仕様書の内容を満たす業務を実施することが可能であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 複写機仕様確認書
- ウ 複写サービス業務に係る保守体制等
- エ 機器のカタログ等（上記イの内容を証明する資料）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イからエまでに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエまでに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエまでに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年（2025年）2月21日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
1 (3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）2月21日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）3月14日（金）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年（

2025年)3月13日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和7年(2025年)3月14日(金)午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)3月13日(木)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出とは、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、複写サービス業務の1枚当たりの契約金額に1年間の使用見込み枚数を乗じて得た額の総価の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1(2) の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班

電話番号 096-333-2061

ファックス番号 096-384-6552

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Consignment

Copying and printing servicices (contract category 4)

- (2) Date and Place for tender

Date: March 14th, 2025 10:00am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Prefectural Information and Archives Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2061

- (4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第62号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称

複写サービス業務（契約区分第5号）

- (2) 業務に係る発注・契約担当部局

熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班（熊本県庁行政棟本館2階）

- 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容
複写サービス業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 委託期間
令和7年（2025年）4月1日（火）から令和8年（2026年）3月31日（火）まで
ただし、契約期間満了の日までに、契約当事者のいずれからも契約の更新拒絶の意思表示がない場合には、さらに1年間、契約を更新できるものとし、この更新は、3回限りとする。
- (6) 設置場所
熊本県庁の出先機関（玉名、鹿本、菊池及び阿蘇の各地域振興局管内）のうち複写サービス業務（白黒）を必要とする場所（仕様書のとおり）
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、複写サービス業務1枚当たりの単価に1年間の使用見込み枚数を乗じた額の総価（以下「合計金額」という。）とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
なお、本案件は、単価契約であるので、入札書に添付した内訳書の1枚当たりの単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約単価とする。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル（複写サービス）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）2月12日（水）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 仕様書の内容を満たす業務を実施することが可能であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の

- 申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 複写機仕様確認書
ウ 複写サービス業務に係る保守体制等
エ 機器のカタログ等（上記イの内容を証明する資料）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イからエまでに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエまでに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエまでに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年（2025年）2月21日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
1(3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）2月21日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）3月14日（金）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年（2025年）3月13日（木）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和7年（2025年）3月14日（金）午前10時
(イ) 場所 1(3)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年（2025年）3月13日（木）（必着）までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書

を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

- (7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

- (8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否

要

- (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、複写サービス業務の1枚当たりの契約金額に1年間の使用見込み枚数を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班

電話番号 096-333-2061

ファックス番号 096-384-6552

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

- ウ ファックス番号 096-381-9010
入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
- エ ファックス番号 096-381-9010
電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 S u m m a r y
- (1) Name and Content of Consignment
Copying and printing servicices (contract category 5)
- (2) Date and Place for tender
Date: March 14th, 2025 10:00am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Prefectural Information and Archives Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2061
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第63号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
複写サービス業務（契約区分第6号）
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容
複写サービス業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 委託期間
令和7年（2025年）4月1日（火）から令和8年（2026年）3月31日（火）まで
ただし、契約期間満了の日までに、契約当事者のいずれからも契約の更新拒絶の意思表示がない場合には、さらに1年間、契約を更新できるものとし、この更新は、3回限りとする。
- (6) 設置場所
熊本県庁の出先機関（八代、芦北、球磨及び天草の各地域振興局管内）のうち複写サービス業務（白黒）を必要とする場所（仕様書のとおり）
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額

- 入札金額は、複写サービス業務1枚当たりの単価に1年間の使用見込み枚数を乗じた額の総価（以下「合計金額」という。）とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- なお、本案件は、単価契約であるので、入札書に添付した内訳書の1枚当たりの単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約単価とする。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル（複写サービス）」に登録されている者であること。
- なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）2月12日（水）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 仕様書の内容を満たす業務を実施することが可能であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 複写機仕様確認書
ウ 複写サービス業務に係る保守体制等
エ 機器のカタログ等（上記イの内容を証明する資料）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イからエまでに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエまでに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエまでに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年（2025年）2月21日（金）午後5時まで

- (4) 提出先
1 (3) の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)2月21日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)3月14日(金)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)3月13日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和7年(2025年)3月14日(金)午前11時
- (イ) 場所 1 (3) の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)3月13日(木)(必着)までに1 (3) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1 (3) の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1 (3) の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に

執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、複写サービス業務の1枚当たりの契約金額に1年間の使用見込み枚数を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班

電話番号 096-333-2061

ファックス番号 096-384-6552

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Copying and printing servicices (contract category 6)

(2) Date and Place for tender

Date: March 14th, 2025 11:00am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Prefectural Information and Archives Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2061

- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第64号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
複写サービス業務（契約区分第7号）
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容
複写サービス業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 委託期間
令和7年（2025年）4月1日（火）から令和8年（2026年）3月31日（火）まで
ただし、契約期間満了の日までに、契約当事者のいずれからも契約の更新拒絶の意思表示がない場合には、さらに1年間、契約を更新できるものとし、この更新は、3回限りとする。
- (6) 設置場所
熊本県庁（知事部局（全部局））のうち複写サービス業務（カラー）を必要とする場所（仕様書のとおり）
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、複写サービス業務1枚当たりの単価に1年間の使用見込み枚数を乗じた額の総価（以下「合計金額」という。）とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
なお、本案件は、単価契約であるので、入札書に添付した内訳書の1枚当たりの単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約単価とする。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル（複写サービス）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）2月12日（水）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 仕様書の内容を満たす業務を実施することが可能であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 複写機仕様確認書
- ウ 複写サービス業務に係る保守体制等
- エ 機器のカタログ等（上記イの内容を証明する資料）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イからエまでに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエまでに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエまでに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年（2025年）2月21日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
1(3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）2月21日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）3月14日（金）まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年（2025年）3月13日（木）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和7年（2025年）3月14日（金）午前11時
- (イ) 場所 1(3)の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年（2025年）3月13日（木）（必着）までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付

においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の可否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、複写サービス業務の1枚当たりの契約金額に1年間の使用見込み枚数を乗じて得た額の総価の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ア 納付期限 (3) の申出期限
イ 提出場所 1 (2) の発注・契約担当部局
- 6 その他
(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2) この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
(1) 問合せ先
ア 入札の業務内容全般 (仕様書、確認申請等) に関すること。
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班
電話番号 096-333-2061
ファックス番号 096-384-6552
イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
ウ 入札手続 (紙入札移行承認等) に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
(2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで (熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)
- 8 Summary
(1) Name and Content of Consignment
Copying and printing servicices (contract category 7)
(2) Date and Place for tender
Date: March 14th, 2025 11:00am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Prefectural Information and Archives Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2061
(4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第65号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年 (2025年) 1月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
複写サービス業務 (契約区分第8号)
(2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班 (熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
(3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班 (熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
(4) 業務の内容
複写サービス業務仕様書 (以下「仕様書」という。) による。
(5) 委託期間
令和7年 (2025年) 4月1日 (火) から令和8年 (2026年) 3月31日 (火) まで
ただし、契約期間満了の日までに、契約当事者のいずれからも契約の更新拒絶の意

思表示がない場合には、さらに1年間、契約を更新できるものとし、この更新は、3回限りとする。

(6) 設置場所

熊本県庁（議会事務局、各種委員会事務局、企業局本庁）及び熊本県庁の出先機関（熊本市内（本庁を除く）、玉名、鹿本、菊池及び阿蘇の各地域振興局管内）のうち複写サービス業務（カラー）を必要とする場所（仕様書のとおり）

(7) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、複写サービス業務1枚当たりの単価に1年間の使用見込み枚数を乗じた額の総価（以下「合計金額」という。）とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

なお、本案件は、単価契約であるので、入札書に添付した内訳書の1枚当たりの単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約単価とする。

(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル（複写サービス）」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和7年（2025年）2月12日（水）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 仕様書の内容を満たす業務を実施することが可能であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

- イ 複写機仕様確認書
 ウ 複写サービス業務に係る保守体制等
 エ 機器のカタログ等（上記イの内容を証明する資料）
- (2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからエまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イからエまでに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1) イからエまでに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イからエまでに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからエまでに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 公告の日から令和7年（2025年）2月21日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
 1 (3) の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
 1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）2月21日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）3月14日（金）まで行う。
- (3) 入札の方法
 ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年（2025年）3月13日（木）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 イ 紙入札による入札の方法
 (ア) 日時 令和7年（2025年）3月14日（金）午前11時
 (イ) 場所 1 (3) の入札担当部局
 (ウ) 入札書の提出方法
 くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年（2025年）3月13日（木）（必着）までに1 (3) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
 開札は、電子入札システムにおいて(3) イ (ア) の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3) イ (イ) の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
 次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
 イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない

- 入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者
オ ICカードを使用して行った入札
カ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、複写サービス業務の1枚当たりの契約金額に1年間の使用見込み枚数を乗じて得た額の総価の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班
電話番号 096-333-2061
ファックス番号 096-384-6552
イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Consignment
Copying and printing services (contract category 8)
- (2) Date and Place for tender
Date: March 14th, 2025 11:00am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Prefectural Information and Archives Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2061
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第66号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
複写サービス業務（契約区分第9号）
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容
複写サービス業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 委託期間
令和7年（2025年）4月1日（火）から令和8年（2026年）3月31日（火）まで
ただし、契約期間満了の日までに、契約当事者のいずれからも契約の更新拒絶の意思表示がない場合には、さらに1年間、契約を更新できるものとし、この更新は、3回限りとする。
- (6) 設置場所
熊本県庁の出先機関（上益城、宇城、八代、芦北、球磨及び天草の各地域振興局管内）のうち複写サービス業務（カラー）を必要とする場所（仕様書のとおり）
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、複写サービス業務1枚当たりの単価に1年間の使用見込み枚数を乗じた額の総価（以下「合計金額」という。）とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
なお、本案件は、単価契約であるので、入札書に添付した内訳書の1枚当たりの単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01未

- 満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって契約単価とする。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル(複写サービス)」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和7年(2025年)2月12日(水)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 仕様書の内容を満たす業務を実施することが可能であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 複写機仕様確認書
ウ 複写サービス業務に係る保守体制等
エ 機器のカタログ等(上記イの内容を証明する資料)
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イからエまでに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエまでに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエまでに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年(2025年)2月21日(金)午後5時まで
- (4) 提出先
1(3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)2月21日(金)午後5時まで受け付ける。

- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)3月14日(金)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)3月13日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和7年(2025年)3月14日(金)午前11時
(イ) 場所 1(3)の入札担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)3月13日(木)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、複写サービス業務の1枚当たりの契約金額に1年間の使用見込み枚数を乗じて得た額の総価の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1 (2) の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班

電話番号 096-333-2061

ファックス番号 096-384-6552

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Copying and printing services (contract category 9)

(2) Date and Place for tender

Date: March 14th, 2025 11:00am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Prefectural Information and Archives Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2061

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第67号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
複写サービス業務（高速複写機）
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容
複写サービス業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 委託期間
令和7年（2025年）4月1日（火）から令和8年（2026年）3月31日（火）まで
ただし、契約期間満了の日までに、契約当事者のいずれからも契約の更新拒絶の意思表示がない場合には、さらに1年間、契約を更新できるものとし、この更新は、3回限りとする。
- (6) 設置場所
熊本県県政情報文書課浄書センター（熊本県庁行政棟本館地下1階）
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、複写サービス業務1枚当たりの単価に1年間の使用見込み枚数を乗じた額の総価（以下「合計金額」という。）とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
なお、本案件は、単価契約であるので、入札書に添付した内訳書の1枚当たりの単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約単価とする。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル（複写サービス）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）2月12日（水）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送

- する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 仕様書の内容を満たす業務を実施することが可能であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
- この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 複写機仕様確認書
- ウ 複写サービス業務に係る保守体制等
- エ 機器のカタログ等（上記イの内容を証明する資料）
- (2) 提出方法
- 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イからエまでに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからエまでに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエまでに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
- 公告の日から令和7年（2025年）2月21日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
- 1(3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
- 電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
- 1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）2月21日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
- 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）3月14日（金）まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
- 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年（2025年）3月13日（木）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和7年（2025年）3月14日（金）午前11時
- (イ) 場所 1(3)の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
- くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年（2025年）3月13日（木）（必着）までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
- 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員）の下に(3)イ（イ）の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、複写サービス業務の1枚当たりの契約金額に1年間の使用見込み枚数を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

- 熊本県総務部総務私学局県政情報文書課文書管理改革・県大振興班
電話番号 096-333-2061
ファックス番号 096-384-6552
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Consignment
Copying and printing services (High-speed copying machine)
- (2) Date and Place for tender
Date: March 14th, 2025 11:00am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Prefectural Information and Archives Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2061
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第68号

都市計画の案を作成するので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定により公聴会を次のとおり開催する。

令和7年（2025年）1月31日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 日時
令和7年（2025年）2月19日（水）午後7時から
ただし、公述の申出がない場合は開催しない。
- 2 場所
人吉市西間下町86番1号 県南広域本部球磨地域振興局2階中会議室
- 3 意見を求める都市計画の原案
人吉都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（原案）のとおり（当該原案の添付は省略し、令和7年（2025年）2月1日（土）から令和7年（2025年）2月14日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）熊本県土木部道路都市局都市計画課、県南広域本部土木部技術管理課、球磨地域振興局土木部維持管理調整課及び人吉市復興建設部都市計画課において閲覧に供する。）
- 4 公述の申出について
人吉都市計画区域に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入の上、持参、郵送又は電子メールで次により提出すること。
(1) 持参により提出する場合
令和7年（2025年）2月14日（金）午後5時15分までに熊本県土木部道路都市局都市計画課、県南広域本部土木部技術管理課、球磨地域振興局土木部維持管理調整課又は人吉市復興建設部都市計画課に提出すること。
(2) 郵送又は電子メールにより提出する場合
令和7年（2025年）2月14日（金）午後5時15分必着で、熊本県土木部道路都市局都市計画課まで提出すること。
〒862-8570熊本市中央区水前寺6丁目18-1
e-mail: toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp
- 5 公述人の選定について
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べるができる。ただし、同

種の趣旨の意見を有する者が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために知事が必要と認めるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。また、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。どちらの場合も、その旨を本人に通知する。

なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。

6 傍聴について

公聴会は、原則として自由に傍聴できる。

7 公聴会に関する問合せ先

熊本県土木部道路都市局都市計画課

電話：096-333-2520

FAX：096-387-1152

(別記様式)

令和7年(2025年)2月 日

熊本県知事 木村 敬 様

公述申出人

住所

氏名

年齢

職業

電話番号

公 述 申 出 書

私は、令和7年2月19日に開催される人吉都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会で、下記のとおり意見を公述したいので申し出ます。

記

意見の要旨及び理由(別紙可)

※ 公述申出書は、A4判とし、意見の要旨及び理由は、400字以内で簡潔に記載すること。

※ 記載内容(住所、氏名、年齢、職業、電話番号、意見の要旨及び理由)に不足があるときは公述できない場合があるため、漏れなく記入すること。

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条の規定に基づき、令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙の各候補者から提出された収支報告書の要旨は、次のとおりである。

令和7年(2025年)1月31日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（熊本県第1区）
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

25,411,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	出口 慎太郎	所属党派	立憲民主党	期 間	10月8日から	第1回分
出納責任者氏名	吉村 健治				11月1日まで	

収入			支出			円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人	件	費	520,000
立憲民主党	政党	5,000,000	家	屋	費	226,147
				選挙事務	所費	226,147
				集会	場費	0
			通	信	費	4,562
			交	通	費	0
			印	刷	費	1,276,000
			広	告	費	1,588,514
			食	具	費	0
			休	糧	費	86,547
			雑	泊	費	0
その他の寄附	3件	25,000			費	12,218
その他の収入		0			費	0
今回計		5,025,000	今回計			3,713,988
前回計		0	前回計			0
今前総計		5,025,000	今前総計			3,713,988

品目	内容	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	245,000円
	ビラの作成	455,000円
	ポスターの作成	576,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	200,000円
	計	1,690,404円

報告書受理年月日	令和6年11月8日	第1回報告分
----------	-----------	--------

- 1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（熊本県第1区）
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

25,411,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	木原 稔	所属党派	自由民主党	期 間	10月3日から	第1回分
出納責任者氏名	勝久 卓治				11月7日まで	

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	645,000	
自由民主党熊本県第一選挙区支部	政党支部	7,000,000	選挙事務所費	2,904,686	
			集会費	2,476,366	
			交通費	428,320	
			印刷費	0	
			広告費	304,816	
			文書費	1,554,550	
			食糧費	864,774	
			雑費	0	
その他の寄附	0件	0	休泊費	80,796	
その他の収入		0		0	
今回計		7,000,000	今回計	6,589,145	
前回計		0	前回計	0	
今回計		7,000,000	今回計	6,589,145	
今回計		7,000,000	今回計	6,589,145	

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250円
	ビラの作成	490,700円
	ポスターの作成	785,600円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
	計	2,143,563円

報告書受理年月日	令和6年11月8日	第1回報告分
----------	-----------	--------

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（熊本県第1区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

25,411,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	木原 稔	所属党派	自由民主党	期 間	11月14日から 11月18日まで	第2回分
出納責任者氏名	勝久 卓治					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	人 家 件 費	費		
自由民主党熊本県第一選挙区支部	政党支部	349,936	選挙事務所費	集合会場費	2,197,444	1,190,944
			通信費	印刷費	1,006,500	0
			交通費	広告費	0	0
			印紙費	文具費	0	11,000
			食料費	雑費	180,545	0
			雑費		0	0
その他の寄附	0件	0	雑費		0	0
その他の収入		0	雑費		288,152	2,677,141
今 回 計		349,936	今 回 計		6,589,145	9,266,286
前 回 計		7,000,000	前 回 計			
総 計		7,349,936	総 計			

報告書受理年月日

令和6年11月20日

第2回報告分

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（熊本県第1区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

25,411,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	木原 稔	所属党派	自由民主党	期 間	11月29日から 11月29日まで	第3回分
出納責任者氏名	勝久 卓治					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	人 家 件 費	費		
			選挙事務所費	集合会場費	0	0
			通信費	印刷費	0	0
			交通費	広告費	227,213	0
			印紙費	文具費	0	0
			食料費	雑費	0	0
			雑費		0	0
その他の寄附	0件	0	雑費		0	0
その他の収入		0	雑費		0	0
今 回 計		0	今 回 計		227,213	9,266,286
前 回 計		7,349,936	前 回 計		9,493,499	
総 計		7,349,936	総 計			

報告書受理年月日

令和6年12月3日

第3回報告分

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（熊本県第1区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

25,411,400円

3 報告書の要旨				期 間	10月14日から 10月26日まで	第1回分
候補者氏名	重松 貴美	所属党派	参政党			
出納責任者氏名	小山 美由紀					
収入				円	支出	円
主たる寄附 (氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	人 家	件 屋	費 費
参政党熊本第1支部		政党	1,145,364			選挙事務所費
						集合会場費
						費
				通 交	信 通	費 費
				印 刷	費 費	費 費
				広 告	費 費	費 費
				文 具	費 費	費 費
				食 糧	費 費	費 費
				休 泊	費 費	費 費
				雑	費 費	費 費
その他の寄附		2件	14,050			
その他の収入			0			
今 回 計			1,159,414	今 回 計		1,977,498
前 回 計			0	前 回 計		0
総 計			1,159,414	総 計		1,977,498
支出のうち公費負担相当額				選挙運動用通常葉書の作成		86,625円
				ビラの作成		230,230円
				ポスターの作成		218,075円
				選挙事務所の立札及び看板の類の作成		68,750円
				選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		214,404円
				個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円
				計		818,084円

報告書受理年月日

令和6年11月11日

第1回報告分

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（熊本県第2区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,744,400円

3 報告書の要旨				期 間	10月10日から 10月30日まで	第1回分
候補者氏名	西野 太亮	所属党派	自由民主党			
出納責任者氏名	中竹 慎也					
収入				円 支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)				人 家	件 屋	費 費
(職業)						選挙事務所費
(寄附額)						集合会場費
自由民主党熊本第二選挙区支部						
政治団体						

報告書受理年月日

令和6年11月8日

第1回報告分

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（熊本県第2区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,744,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	西野 太亮	所属党派	自由民主党	期 間	11月12日から	第2回分
出納責任者氏名	中竹 慎也				11月12日まで	
収入	円			支出	円	
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	人 家 件 費	費		
自由民主党熊本県第二選挙区支部	政治団体	2,898,324	選挙事務所費	778,535		
			集会会場費	0		
			通信費	196,975		
			通交印広文食休雑	1,097,930		
				123,860		
				369,204		
				0		
				0		
				0		
その他の寄附	0件	0		331,820		
その他の収入		0		2,898,324		
今回計		2,898,324	今回計			
前回計		2,570,602	前回計			
総計		5,468,926	総計			
				7,303,226		

報告書受理年月日	令和6年11月21日	第2回報告分
----------	------------	--------

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（熊本県第2区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,744,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	近田 茜	所属党派	参政党	期 間	10月15日から	第1回分
出納責任者氏名	岩橋 憲治				10月26日まで	
収入	円			支出	円	
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	人 家 件 費	費		
参政党熊本第2支部	政党	1,004,842	選挙事務所費	35,250		
			集会会場費	0		
			通信費	0		
			通交印広文食休雑	0		
				669,130		
				1,228,296		
				0		
				0		
その他の寄附	2件	14,050		0		
その他の収入		0		0		
今回計		1,018,892	今回計			
前回計		0	前回計			
総計		1,018,892	総計			
				1,932,676		

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	86,625円
	ビラの作成	230,230円
	ポスターの作成	352,275円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	30,250円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	計	913,784円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（熊本県第2区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,744,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	奥田 木の実	所属党派	日本共産党	期 間	10月15日から 10月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	森 重伸					

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人 件 費	360,000
日本共産党熊本県委員会	政党 1,935,369	家 屋 費	554,232
上山 君子	車上運動員 120,000	選挙事務所費	554,232
深田 秀美	車上運動員 120,000	集合会場費	0
松山 邦夫	事務員 120,000	通 信 費	60,574
		交 通 費	2,290
		印 刷 費	805,500
		広 告 費	450,748
		文 具 費	2,850
		食 糧 費	25,050
		休 泊 費	0
		雑 費	34,125
その他の寄附	0件 0		
その他の収入	0		
今 回 計	2,295,369	今 回 計	2,295,369
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	2,295,369	総 計	2,295,369

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	97,500円
	ビラの作成	228,000円
	ポスターの作成	480,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	55,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	132,800円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	40,000円
	計	1,033,300円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（熊本県第2区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,744,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	奥田 木の実	所属党派	日本共産党	期 間	11月20日から 12月1日まで	第2回分
出納責任者氏名	森 重伸					

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人 件 費	0
		家 屋 費	3,631
		選挙事務所費	3,631
		集合会場費	0
		通 信 費	19,954
		交 通 費	0
		印 刷 費	0
		広 告 費	0
		文 具 費	0
		食 糧 費	5,000
		休 泊 費	0
		雑 費	0
その他の寄附	1件 28,585		
その他の収入	0		
今 回 計	28,585	今 回 計	28,585
前 回 計	2,295,369	前 回 計	2,295,369
総 計	2,323,954	総 計	2,323,954

報告書受理年月日	令和6年12月17日	第2回報告分
----------	------------	--------

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（熊本県第3区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,775,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	植田 貴俊	所属党派	参政党	期 間	10月4日から 10月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	小山田 秀治					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	人 家 件 費			
参政党熊本第3支部	政党	1,048,455	屋 費			15,000
			選挙事務所費			22,066
			集会会場費			22,066
			通信費			0
			通交印広文食休雑			0
						0
						863,720
						1,296,505
						0
						0
						0
その他の寄附	5件	45,866				0
その他の収入		0				0
今 回 計		1,094,321	今 回 計			2,197,291
前 回 計		0	前 回 計			0
総 計		1,094,321	総 計			2,197,291

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	86,625円
	ビラの作成	230,230円
	ポスターの作成	546,865円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	30,250円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	209,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	計	1,102,970円

報告書受理年月日

令和6年11月11日

第1回報告分

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（熊本県第3区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,775,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	坂本 哲志	所属党派	自由民主党	期 間	10月4日から 10月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	山室 絢					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	人 家 件 費			
自由民主党熊本県第三選挙区支部	政党支部	6,000,000	屋 費			1,139,000
日本酪農政治連盟	政治団体	1,000,000	選挙事務所費			2,070,516
大塚 浩文	自営業	100,000	集会会場費			1,926,986
坂口 洋子	無職	100,000	通信費			143,530
全国中小企業政治協会	政治団体	75,000	通交印広文食休雑			0
高本 一臣	議員	50,000				0
有床診療所医師連盟	政治団体	50,000				2,626,463
丁 道夫	団体役員	50,000				200,000
梶原 哲	団体役員	50,000				78,887
多久 嘉秀	団体役員	50,000				189,290
上田 茂政	議員	50,000				16,900
本田 喜久	自営業	50,000				476,216
樽美 光一	自営業	30,000				
その他の寄附	2件	30,000				
その他の収入		0				
今 回 計		7,685,000	今 回 計			6,797,272
前 回 計		0	前 回 計			0
総 計		7,685,000	総 計			6,797,272

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	245,000円
	ビラの作成	455,000円
	ポスターの作成	1,208,900円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	200,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	2,108,900円

報告書受理年月日

令和6年11月8日

第1回報告分

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（熊本県第3区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,775,500円

報告書の要旨				期 間		11月12日から 11月22日まで	第2回分	
候補者氏名	坂本 哲志	所属党派	自由民主党					
出納責任者氏名	山室 絢							
収入				円		支出		円
主たる寄附 (氏名・団体名)				(職業)	(寄附額)	人 家 件 費 屋 費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通印刷費 広告費 文具費 食糧費 雑費		
								0
								16,161
								16,161
								0
								79,701
								0
								0
								0
								0
								0
								60,200
								0
								0
その他の寄附				0件	0			0
その他の収入					0			0
今 回 計					0	今 回 計		156,062
前 回 計					7,685,000	前 回 計		6,797,272
総 計					7,685,000	総 計		6,953,334

報告書受理年月日

令和6年11月27日

第2回報告分

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（熊本県第3区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,775,500円

報告書の要旨				期 間		10月6日から 10月31日まで	第1回分		
候補者氏名	橋村 りか	所属党派	社会民主党						
出納責任者氏名	川端 基之								
収入				円	支出			円	
主たる寄附 (氏名・団体名)				(職業)	(寄附額)	人 家	件 屋	費 費	620,000
社会民主党熊本県連合				政党	2,370,037			選挙事務所費	345,000
橋村りか後援会				政治団体	600,000			集合会場費	345,000
								費 費	0
						通 交	信 通	費 費	0
						交 印	通 刷	費 費	50,000
						印 広	告 告	費 費	2,410,000
						文 文	具 具	費 費	1,705,000
						食 食	糧 糧	費 費	0
						休 休	泊 泊	費 費	254,554
						雑 雑		費 費	0
その他の寄附				0件	0			費 費	54,662
その他の収入					0				0
今 回 計			2,970,037	今 回 計					5,439,216
前 回 計			0	前 回 計					0
総 計			2,970,037	総 計					5,439,216

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250円
	ビラの作成	490,700円
	ポスターの作成	1,182,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
計		2,539,963円

報告書受理年月日

令和6年11月7日

第1回報告分

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（熊本県第4区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,883,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	矢上 雅義	所属党派	日本維新の会	期 間	10月1日から	第1回分
出納責任者氏名	山下 雅也				11月1日まで	

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人 家 件 費	1,117,100
日本維新の会	政党 3,000,000	屋 費	460,306
濱田 大造	会社役員 30,000	選挙事務所費	0
		集会会場費	460,306
		通信費	0
		印刷費	89,678
		広告費	2,577,540
		文具費	2,191,576
		食糧費	8,303
		雑費	14,426
その他の寄附	0件 0	通信費	0
その他の収入	1,445,689	印刷費	0
今 回 計	4,475,689	広告費	6,458,929
前 回 計	0	文具費	0
総 計	4,475,689	食糧費	6,458,929
		雑費	0

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,500円
	ビラの作成	490,700円
	ポスターの作成	994,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	29,040円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	200,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	1,983,240円

報告書受理年月日	令和6年11月8日	第1回報告分
----------	-----------	--------

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（熊本県第4区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,883,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	金子 恭之	所属党派	自由民主党	期 間	9月20日から	第1回分
出納責任者氏名	蓼田 恒				11月8日まで	

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額)	人 家 件 費	1,121,000
自由民主党熊本県第四選挙区支部	政党 10,000,000	屋 費	445,896
金子やすし後援会	政治団体 150,000	選挙事務所費	445,896
		集会会場費	0
		通信費	50,710
		印刷費	19,260
		広告費	1,990,150
		文具費	692,706
		食糧費	41,119
		雑費	391,275
その他の寄附	0件 0	通信費	147,590
その他の収入	0	印刷費	205,835
今 回 計	10,150,000	広告費	5,105,541
前 回 計	0	文具費	0
総 計	10,150,000	食糧費	5,105,541
		雑費	0

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250円
	ビラの作成	490,700円
	ポスターの作成	1,221,200円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	2,204,554円

報告書受理年月日	令和6年11月11日	第1回報告分
----------	------------	--------

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（熊本県第4区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,883,700円

3 報告書の要旨						
候補者氏名	金子 恭之	所属党派	自由民主党	期 間	11月22日から 11月26日まで	第2回分
出納責任者氏名	養田 恒					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 （氏名・団体名）		（職業）	（寄附額）	人 家 件 費 屋 費 選挙事務所費 集合会場費		540,000 0 0 0
				通 信 費 交 通 費 印 刷 費 広 告 費 文 具 費 食 糧 費 休 雑 費		107,187 0 0 0 0 0 0
その他の寄附 その他の収入	0件		0			141,000
今 回 計			0	今 回 計		4,052
前 回 計			10,150,000	前 回 計		792,239
総 計			10,150,000	総 計		5,105,541
						5,897,780

報告書受理年月日

令和6年12月3日

第2回報告分

1 選挙の種類 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（熊本県第4区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,883,700円

3 報告書の要旨						
候補者氏名	笹本 由紀子	所属党派	立憲民主党	期 間	10月1日から 11月1日まで	第1回分
出納責任者氏名	松本 佳久					
収入	円			支出	円	
主たる寄附 （氏名・団体名）		（職業）	（寄附額）	人 家 件 費 屋 費 選挙事務所費 集合会場費		485,000 156,355 140,295 16,060
立憲民主党財務局 松野 信夫		政党 弁護士	5,000,000 50,000	通 信 費 交 通 費 印 刷 費 広 告 費 文 具 費 食 糧 費 休 雑 費		17,695 56,818 2,000,950 1,519,408 16,474 90,162 68,900
その他の寄附 その他の収入	0件		0			142,802
今 回 計			5,050,000	今 回 計		4,554,564
前 回 計			0	前 回 計		0
総 計			5,050,000	総 計		4,554,564

支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	278,250円
	ビラの作成	490,700円
	ポスターの作成	1,232,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	113,226円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	2,328,580円

報告書受理年月日

令和6年11月8日

第1回報告分

熊本県選挙管理委員会告示第7号

令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙における公職の候補者南部隼平の出納責任者野田研一から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき提出された選挙運動に関する収支報告書の訂正の報告があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、令和6年（2024年）3月22日熊本県選挙管理委員会告示第18号（令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり変更する。

令和7年（2025年）1月31日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨									
1 選挙の種類		令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙（熊本市第一選挙区）							
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）		6,818,400円							
3 報告書の要旨									
候補者氏名	南部 隼平	所属党派	自由民主党	期 間	2月1日から 4月24日まで		第1回分		
出納責任者氏名	野田 研一								
収入 円				支出 円					
主たる寄附				人 件 費				910,000	
(氏名・団体名)				家 屋 費				158,393	
自由民主党熊本県熊本市第一支部				選挙事務所費				1,898,886	
自由民主党熊本県支部連合会				集会会場費				136,960	
熊本県果樹政治連盟				通 信 費				21,433	
熊本県農業者政治連盟				通 信 費				0	
熊本県畜産政治連盟				交 通 費				354,200	
古澤嗣佳子				印 告 費				492,579	
古澤浩幸				文 具 費				31,732	
合志聡				食 糧 費				153,150	
合志きよみ				休 泊 費				0	
瀬上カチ子				雑 費				120,130	
田代文									
片岡孝文									
大久保太郎									
奥村聡子									
三原和章									
坂田光顕									
樹田大介									
西原千明									
その他の寄附				3件				40,000	
その他の収入								582,391	
今 回 計								5,992,391	
前 回 計								0	
総 計								5,992,391	
				今 回 計				2,220,184	
				前 回 計				0	
				総 計				2,220,184	
支出のうち公費負担相当額				ポスターの作成				207,900円	
				ビラの作成				77,300円	
				計				285,200円	
報告書受理年月日				令和5年4月24日				第1回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨									
1 選挙の種類		令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙（熊本市第一選挙区）							
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）		6,818,400円							
3 報告書の要旨									
候補者氏名	南部 隼平	所属党派	自由民主党	期 間	4月26日から 5月18日まで		第2回分		
出納責任者氏名	野田 研一								
収入 円				支出 円					
主たる寄附				人 件 費				0	
(氏名・団体名)				家 屋 費				624,302	
自由民主党熊本県熊本市第一支部				選挙事務所費				624,302	
				集会会場費				0	
				通 信 費				148,277	
				通 信 費				0	
				交 通 費				0	
				印 告 費				682,000	
				文 具 費				0	
				食 糧 費				0	
				休 泊 費				0	
				雑 費				220	
その他の寄附				0件				0	
その他の収入								0	
今 回 計								417,609	
前 回 計								5,992,391	
総 計								6,410,000	
				今 回 計				1,454,799	
				前 回 計				4,119,070	
				総 計				5,573,869	
報告書受理年月日				令和5年5月19日				第2回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

令和5年4月9日執行熊本県議会議員一般選挙（熊本市第一選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,818,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	南部 隼平	所属党派	自由民主党	期 間	9月21日から	第3回分
出納責任者氏名	野田 研一				9月21日まで	
収入	円			支出	円	
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）		人 家 件 費		
		0		屋 費	0	
				選挙事務所費	55,000	
				集会会場費	0	
				通 信 費	0	
				交 通 費	0	
				印 刷 費	0	
				広 告 費	0	
				文 具 費	0	
				食 糧 費	0	
				休 泊 費	0	
				雑 費	0	
その他の寄附	0件	0			0	
その他の収入		0			0	
今 回 計		0		今 回 計	55,000	
前 回 計		6,410,000		前 回 計	5,573,869	
総 計		6,410,000		総 計	5,628,869	
報告書受理年月日	令和5年10月6日			第3回報告分		

熊本県立美術館協議会公告第2号

令和6年度（2024年度）第2回熊本県立美術館協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和7年（2025年）1月31日

熊本県立美術館協議会

1 日時

令和7年（2025年）2月7日（金）

午前10時から11時半まで

2 場所

熊本市中央区二の丸2番

熊本県立美術館本館

3 議事内容

（1）令和7年度（2025年度）熊本県立美術館本館事業計画（案）について

（2）熊本県立美術館次期運営ビジョン（案）について

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

（1）傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

（2）傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本市中央区二の丸2番

熊本県立美術館協議会事務局

（電話096-352-2115）

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月31日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第1号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条の表中

「

16	義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なもの	一の年において5日（養育する子が2人以上いる場合にあっては10日）の範囲内でそのつど必要と認める期間
----	---	--

」

	として人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
--	---	--

」を

「

16	義務教育終了前の子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話若しくは疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(養育する子が2人以上いる場合にあっては10日)の範囲内でそのつど必要と認める期間
----	---	--

」に改める。

附 則
この規則は、令和7年3月1日から施行する。

熊本県公安委員会告示第1号
平成25年11月22日熊本県公安委員会告示第16号(熊本県道路交通規則第41条第3項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間)の一部を次のように改正し、令和7年2月3日から施行する。
令和7年1月31日

熊本県公安委員会委員長 吉田 賢一
4の表熊本県運転免許センター(菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)の項を次のように改める。

熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	講習実施者が指定する日	午前8時30分から同9時00分まで
-----------------------------------	-------------	-------------------